

無料

先着50名様限り(定員になり次第、締切らせていただきます!)

第39回アプローチセミナー

平成30年11月30日(金) PM7:00~8:30

相続法改正の内容をいち早くお伝えします ~改正内容の要点を整理して分かりやすく解説~

<セミナー内容>

平成25年の非嫡出子の相続分の最高裁違憲判決をキッカケとして、平成30年7月、民法(相続分野)の改正法が公布されました。

そこで、今回のセミナーでは、弁護士になる以前よりご自身で不動産賃貸の会社を運営されている弁護士の加藤先生を講師に迎え、本改正における6つの下記的主要テーマについてレクチャー致します。

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 配偶者の保護
(配偶者居住権、自宅の贈与に関する持戻しの免除の推定) | ④ 自筆証書遺言の見直し(方式の緩和、保管制度) |
| ② 相続人以外の者による特別の寄与(「嫁」の保護) | ⑤ 相続における対抗要件の見直し |
| ③ 遺留分減殺請求権の見直し | ⑥ 被相続人死亡後、遺産分割前の使い込み対策 |

【会場】名古屋市中区錦二丁目2番13号名古屋セクタービル5階
地下鉄桜通線・鶴舞線『丸の内』5・6番出口徒歩1分

【講師】弁護士法人隼綜合法律事務所
弁護士 加藤幸英先生



●講師のご紹介

- ・愛知学院大学非常勤講師
- ・日本交渉学会 理事

弁護士になる前、10年ほど不動産賃貸を事業とする会社を運営され、その後弁護士となられた異色のキャリアを持つ弁護士大家。

その経験を生かし、不動産取引の法律的な視点はもちろん、総合的な視点で依頼者の立場にたち、また不動産に限らず様々な案件について活躍されています。

【セミナー開催の趣旨】 皆様の知りたい旬なネタをテーマとし、役立つ知識や情報、新たな交流の場を提供することを目的としています。自己啓発や新たな出会いの場としていただければ幸いです。

【懇親会】 セミナー後、会場近辺で懇親会を予定しております(自由参加)。懇親会は実費を会費として頂戴します。

【参加方法】 ※併せて懇親会の参加・不参加についてもご連絡頂けると幸いです。(定員になり次第、締切りとさせていただきます。) 参加希望者は、開催日3日前までに「担当：倉橋」まで「お電話」or「FAX」or「メール」にて、ご連絡下さい。

TEL(052)228-0713 ✉ kurahashi@approach.gr.jp

◎下記をチェックしFAX下さい

<input type="checkbox"/> セミナーに参加します	氏名:	会社名()
<input type="checkbox"/> 今後、FAXの送付を希望しない	TEL: ()	-
	メール:	@

※お客様の個人情報は、セミナー案内・資料送付等の使用、第三者への提供開示はいたしません。

【懇親会 参加 不参加】

【主催】名古屋市中区錦二丁目2番13号名古屋セクタービル8階

司法書士法人アプローチ

http://www.approach.gr.jp

FAX (052) 228-0714

